

(参考)

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正平成11年2月22日環境庁告示第14号）

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	シクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエレン
基準値	0.01 mg/l 以下	検出されないこと。	0.01 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	検出されないこと。	検出されないこと。	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.004 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下

項目	シ-1,2-ジクロロエレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエレン	テトラクロロエレン	1,3-ジクロロプロパン	チラム	シジン	チベンカルブ	ベンゼン	セレン
基準値	0.04 mg/l 以下	1 mg/l 以下	0.006 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.006 mg/l 以下	0.003 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下

項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
基準値	10 mg/l 以下	0.8 mg/l 以下	1 mg/l 以下

備考 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等が認められ ないこと	2mg/l 以上	-

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 海 域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素 要求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水産環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg / l 以下	7.5mg / l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出されな いこと。
	水産2級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg / l 以下	5 mg / l 以上	-	検出されな いこと。
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg / l 以下	2 mg / l 以上	-	-

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
	自 然 環 境 保 全 及 び 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg / l 以下	0.02 mg / l 以下
	水 産 1 種 水 及 び 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg / l 以下	0.03 mg / l 以下
	水 産 2 種 及 び 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の (水産3種を除く。)	0.6 mg / l 以下	0.05 mg / l 以下
	水 産 3 種 工 業 用 水 生 物 生 息 環 境 保 全	1 mg / l 以下	0.09 mg / l 以下

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正平成11年2月22日環境庁告示第16号)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	シクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエレン
基準値	0.01 mg/l 以下	検出されないこと。	0.01 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	検出されないこと。	検出されないこと。	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.004 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下

項目	シ-1,2-ジクロロエレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエレン	テトラクロロエレン	1,3-ジクロロプロパン	パラム	シジン	チベンカルブ	ベンゼン	セレン
基準値	0.04 mg/l 以下	1 mg/l 以下	0.006 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.006 mg/l 以下	0.003 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下

項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
基準値	10 mg/l 以下	0.8 mg/l 以下	1 mg/l 以下